

ふくちやま

Fukuchiyama City Public Relations

—12月4日から12月10日は人権週間です—

人権週間
特集号



目次

- P2 「福知山の变」多文化共生・やさしい日本語
- P3 考えてみませんか 身近にある差別
- P4 知っていますか？デートDVのこと
- P5 人権擁護委員活動紹介
- P6~7 子どもの人権、人権保育基本方針
- P8~9 人権教育・識字学級の取り組み
- P10 児童クラブで大切にしていること
- P11 広げよう！あいサポート運動の輪
- P12 認知症の人と共に暮らせるまちづくり
- P14 企業で進めていこう！人権の取り組み
- P15 大切なあなたの個人情報

近年、グローバル化の進展に伴い、福知山市では、外国籍の市民が増加しています。多様なルーツを持つ人々が共に幸せを生きるために、互いの文化的ちがいを認め、尊重し合いながら暮らすことができる「多文化共生」のまちづくりを推進することが重要です。

このような状況を踏まえ、本市は、「多文化共生」の推進に向けた取り組みを更に進めるため、「福知山の变」その八の発表に合わせ、タガログ語で「混ぜこぜ」を意味するフィリピンの代表的スイーツ「ハロハロ」のように、「全ての人が混ぜこぜ」になって尊重しあえる「まちづくりをめざすプロジェクト」「Hello! ハロハロプロジェクト」を始動させました。セミナーや勉強会、交流会などイベントの詳細については、ホームページをご覧ください。また、まちづくり推進課までお問い合わせください。これを通じて、「多文化共生」について考えてみませんか。

「福知山の変」8人目の変化人 テーマは「多文化共生」

このまちで挑戦し、まちを変えていく人を応援する企画「福知山の変」。8人目の「変化人」は、外国人支援に取り組み、ジョセフィン・タニグチ（通称・カレン）さん。本市に移住し、文化や言葉の壁の面で苦労した経験から、日本に住む外国人の公的手続きのサポートや不登校の子どものケアなど、長年にわたり支援活動にエネルギーを注いでいます。ポスターの上部には、母国フィリピンの代表的スイーツであるかき氷「ハロハロ（意味：混ぜこぜ）」を掲載し、「全ての人が尊重しあえる世界」をめざすカレンさんの頭の中を多くの市民の協力のもと表現しています。みなさんも福知山に住むすべての人々の生活を尊重するために、できることから始めてみませんか。



7月2日(火)発表の「福知山の変」その八のポスター。

■秘書広報課
TEL 24-7000・FAX 24-7023

やさしい日本語を使ってみよう

外国人に情報を伝えるためには、母国語への翻訳が最適な手段ですが、多言語への翻訳には限界があります。文化庁の調査によると、「日常生活に困らない言語」を「日本語」と回答した外国人は約6割に上り、「英語」と回答した外国人の約4割を大きく上回っています。この結果から、相手に配慮したわかりやすい日本語である「やさしい日本語」は、情報をわかりやすく伝える手段になると考えられます。また、「やさしい日本語」は、難しい言葉を言い換えているため、高齢の人や障害のある人、小さな子どもにも「やさしい」コミュニケーションになります。ぜひ「やさしい日本語」を使ってみましょう。

やさしい日本語にするためのポイント

ポイント	例
簡単な言葉にする	公共交通機関→電車・バス
擬態語は避ける	ピカピカにする→きれいにする
曖昧な表現は避ける	ご遠慮ください→しないでください
二重否定の表現は避ける	行けないわけではありません→行くことができます
元号は西暦にする	令和6年→2024年

やさしい日本語かどうかを調べるツール

▶リーディング チュウ太

調べたい文章を入力し、「語彙」のボタンをクリックすることで、単語レベルなどを知ることができます。



■まちづくり推進課 TEL24-9174・FAX23-6537

考えてみませんか

身近にある差別

同和問題(部落差別)とは

部落差別は、日本固有の重大な人権侵害です。

歴史の中でつくられた身分制度や人々の意識のもとで、国民の一部が長い間経済的・社会的・文化的に低位な状態を強いられてきた背景があり、現在でも日常生活の中でさまざまな差別が残っています。

福知山市の状況

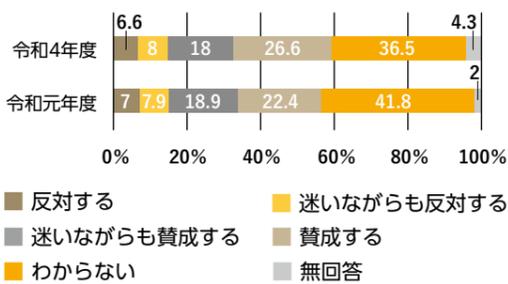
2022年10月に、市民を対象に実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、「身近な人が被差別部落の人と結婚することを望んでいる場合どのような態度をとるか」という問いに対して、「賛成する」と回答した人は26.6%と前回の調査(前回22.4%)に比べて高くなっていました。一方で、「反対する」「迷いながらも反対する」「迷いながらも賛成する」と回答した人は、32.6%という結果となり、結婚において避けようとする意識が残っていることがうかがえます。

差別をなくしていくために

2023年4月、本市は「福知山市人権尊重推進条例」と「第4次福知山市人権施策推進計画」を施行し、市民・事業者・市が協力して人権尊重のまちづくりを進めています。

差別を見たり聞いたりした時には、話し合ったり、声をかけたり、人権のことについて学んだり、日常の中から少しずつ取り組んでみませんか。

身近な人が被差別部落(同和地区)出身の人との結婚を望んでいる場合どのような態度をとりますか。



インターネット上で差別が起こっています

近年、インターネット上で発生した人権侵害事件では、部落差別に関するものが高止まり傾向にあります。スマートフォンなどの普及により一層身近になったインターネットですが、便利な一方、差別的な書き込みや動画の投稿などの人権問題が発生しています。

誹謗中傷や差別投稿は、投稿した人が安易な気持ちで行ったものでも、相手の生命や安心、安全を脅かすことにつながります。

2024年5月10日、インターネット上の差別・誹謗中傷投稿への対応を事業者を求める「プロバイダ責任制限法」が、改正により「情報流通プラットフォーム対処法」に名称変更され、公布後1年以内に施行されることとなっています。

この法律では、SNSなどを運営する事業者に対し、投稿の削除申請の受付窓口の整備や、削除する場合の基準や手続きを示した指針の策定と公表を義務付けています。これまで、投稿の削除は事業者の判断であったため、大きな変更です。

インターネットを利用する人だれもが、被害者にも加害者にもなる可能性があります。たとえ顔は見えなくても、インターネットの向こう側には相手がいることを想像し、ルールやモラルを守って正しく利用しましょう。

■人権推進室 TEL24-7021・FAX23-6537

各種相談窓口

- ★男女共同参画センター（福知山市人権推進室） 24-7022
- ★福知山警察署 22-0110
- ★京都府北部家庭支援センター 22-9911（市外局番はいずれも0773）
- ★性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター #8891（はやくワンストップ）
- ★DV相談ナビ #8008（はれれば）
- ★DV相談プラス（電話・メール・チャットで相談） 0120-279-889



SNSで相談

DV相談プラス



Cure time



男女共同参画センターでは、カウンセラーなどによる専門相談も実施しています。二次元コードからご覧ください。（相談無料・要予約）

■人権推進室 TEL24-7021・FAX23-6537

知っていますか？ デートDVのこと

デートDVは、恋人など付き合っている親しい関係の中で起こる暴力のことを言います。暴力は、相手の安心・安全・成長・自由をうばい人格を否定するものです。

暴力はなぐる、蹴るだけではありません。暴力の種類はさまざまです。どの暴力もからだところを傷つけます。デートDVは、大人だけでなく中学生や高校生の間でも起こっています。

暴力の種類

- 身体的暴力（からだへの暴力）
なぐる、蹴る、叩く、髪をひっぱる など
- 精神的暴力（こころへの暴力）
怒鳴る、一方的にせめる、無視する など
- 社会的暴力
友だちとの付き合いを制限する
スマホをチェックする など
- 経済的暴力
貸したお金を返さない
食事や遊びのお金を払わせる など
- 性的暴力
嫌がるのに体をさわる・キスをする
性的な行為を強要する、避妊をしない など

デートDVはなぜ起こる

- 性別による固定観念（ジェンダーバイアス）
女らしさ・男らしさ、女は男に従うべきなどといった性別にとらわれた行動や役割を決めつけること
「…らしさにとらわれていませんか？」
- 条件をつけて暴力をふるうため
理由があれば暴力を振るうのは仕方ないという暴力を容認する考えのこと
「暴力を正当化していませんか？」
- 相手を支配するため
交際相手だから思いどおりにしてもよい、好きだから束縛することが愛情だという思い込み
「束縛が愛情だと思っていませんか？」
など、さまざまな原因があります。

デートDVを防ぐにはどうしたらいい？

相手の意見や価値観の違いを理解し、お互いが尊重しあい、認め合う対等な関係を築くことが大切です。自分の「イヤ」も、相手の「イヤ」も大切に!!

11月12日～11月25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です!

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者などからの暴力、性犯罪、性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなど女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

※パープルリボンとは

「女性に対する暴力の根絶」のシンボルです。このリボンには、「女性に対するあらゆる暴力をなくそう」とのメッセージが込められています。

1994年アメリカで、女性に対する暴力の被害当事者によって生まれ、今では「パープルリボンプロジェクト」として、国際的な運動へと広がっています。



図書館中央館での啓発展示

人権擁護委員活動紹介

人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動を行っています。

現在、福知山人権擁護委員協議会では、27名の人権擁護委員が積極的な人権擁護活動を行っています。

活動内容

(1) 人権相談

面談や電話による人権相談を行っています。相談は無料で、秘密は厳守します。また、こどもの人権SOSミニレター事業も行っています。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

(2) 人権侵害の調査・救済活動

いじめ、差別、虐待など「人権を侵害された」という被害者からの申告を受け、法務局職員とともに調査を行うなど、人権に関する問題を解決に導きます。

(3) 人権啓発

人権の大切さを多くの人が知り、考える機会とするために、こども園、保育園や幼稚園、小学校などで人権の花の植え付けや人権教室などさまざまな活動を行っています。



人権教室

人権相談の日程は毎月の広報ふくちやまをご覧ください。

子どもの人権について考えよう

福知山市教育委員会では、「福知山市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ根絶に関するさまざまな取り組みを行っています。その取り組みの一つとして、2023年度から子どもの心と体を守る暴力防止のための予防教育事業「子どもCAPワークショップ」を開催しています。昨年度は2校8クラスで実施しました。

■子どもCAPワークショップとは

「ふくちやまCAP」が講師を務め、子どもたちがいじめ、虐待、性暴力といったさまざまな暴力から自分を守るための教育プログラムで、「子どもの権利意識を高めること」「いじめ、自殺を防止すること」「子どもを受け止める環境をつくること」などを目的として、体験を含めた参加型学習などを通して一緒に考えます。

※CAP: Child Assault Prevention [Children's Assault Prevention]

子どもへの暴力防止のこと

福知山市人権保育基本方針を策定しました

■子ども政策室 TEL24-7082・FAX23-7011

■子どもたちの心と体を守るために

ワークショップを通して、子どもたちに次の3つのことを伝えていきます。

①「子どもは一人ひとり権利を持った大切な人」であり、暴力を受けてもいい人は一人もいません。

②「心の基本的人権」という「権利」

<p>「安心」 嫌なことや怖いことがない時の気持ち</p>	<p>「自信」 自分の力を信じる気持ち</p>	<p>「自由」 自分のやりたいことを自分で選び、できた時の気持ち</p>
--	------------------------------------	---

これらの権利を持っており、この権利が取り上げられることがあってはいけません。

③「信頼できる大人に相談する」

基本方針策定の経緯

近年、虐待やいじめ、子どもの貧困問題、子育ての孤立化など、子どもたちを取り巻く社会問題が深刻化する中で、これらを解消するため、新しい時代にふさわしい人権感覚を磨いていくことが重要な課題です。その上で、保育施設や教育機関、地域などにおいて、保育に関わるすべての人により人権保育を進めていくための基本的な考え方を示すものとして、福知山市人権保育基本方針を2024年3月に策定しました。

人権保育とは

すべての子どもたちの基本的人権を尊重し、生きる喜びや豊かな人間性を育みながら、子どもたちの人権意識や人権感覚を育む保育です。

本市では、部落差別を見抜いて一人ひとりの子どもの人権の保障、解放の資質を培っていくための同和保育に取り組んできました。その同和保育から、すべての子どもに人権を尊重する価値観を育てるための人権保育へと発展しました。

また、大人が子どもの権利について理解を深め、子どもをサポートできる大人を増やすことはいじめなどの暴力を許さない社会をつくることをめざしています。

■私たちにできること

子どもたちの心と体を守るために、家庭・学校・地域で協力し、暴力を許さない社会をつくっていきましょう。



出典：ふくちやまCAP

■学校教育課 TEL24-7040・FAX24-4880

福知山市人権保育基本方針の基本理念

1 すべての子どもの命がかけがえないものとして尊重し、一人ひとりの存在を尊く思い、自らを大切にすることを育てるとともに、お互いの人権を尊重し合うことができる子どもを育てます。

2 遊びによって「生きる力」を蓄えていくために、子どもが思う存分安心して遊び込める環境の中で、自尊心と自律を育て、健康でしなやかなからだを育むことを発達に応じて身につけられる保育を推進します。

3 子どもは社会の大切な一員であり、子どもに関わるすべての大人がつながりながら、子どもを権利の主体として子どもの権利を保障する地域をつくりまします。

全文はこちら↓



私たちはSTARです!



★STAR (スター) とは?

Study(学ぶ)Think(考える)Act(行動する)Right(権利)の頭文字をとってSTARと名付けられました。

差別を許さない子ども育成協議会は、子どもたちとともに人権(権利)について学び・考え・行動することを目的としていることから「STAR(スター)」という愛称がつけられています。現在、小学生から中学生までの子ども会員と大人会員が所属しており、人権ワークショップなどの学習会や、ヒューマンフェスタ(映画の上映)の運営といった活動をしています。

★STARの会員にはどんな人がなれるの?

子ども会員 (市内の小学1年生～中学3年生)

ほかの学校の子どもたちとお話ししながら一緒に活動しませんか。

高校生・大学生サポーター

小・中学生と一緒に人権について学習しませんか。

大人会員

子どもたちを見守り活動してくれる人、子どもと一緒にイベントを盛り上げてくれる人、大歓迎です。



関西盲導犬協会での人権学習の様子

■お問い合わせは、STAR事務局(人権推進室)まで! TEL.24-7021・FAX.23-6537

本市では非識字の解消、自己実現につなげる取り組みとして月に2回、識字学級を開催しています。

福知山市の識字学級

日本の識字学級は、1963年に福岡県で開設されたのが始まりとされています。その後、関西でも識字運動が広がっていきま

す。識字学級は、奪われた読み書きの能力を取り戻すための学習会です。

そのため、進学や就職、さらには日常生活においても困りごとがありました。

部活差別や貧困、そのほかの社会的境遇の中で、満足に学校教育を受けられず、文字の読み書きの能力を十分に身につけられなかった人がいました。

「識字学級」って?

識字学級を知っていますか?

ちに対して、「文字を取り戻してもらいたい」という強い思いから生まれました。

現在は、識字学級を通して、楽しくおしゃべりをしながら参加者同士の交流を図っています。

識字学級の活動内容

本市の識字学級では、文字を書いたり、算数の計算をしたり、生活に潤いを与えるものの創作などを行っています。ときには、体操をするなどして体を動かしています。



TEL 24-7021・FAX 23-6537

人権推進室

2024年度平和・人権文化学習事業

沖縄人権文化体験研修 (7月28日～30日)
長崎平和学習の旅 (8月7日～10日)



沖縄人権文化体験研修

この取り組みは、「第4次福知山市人権施策推進計画」や「差別を許さない人材育成基本計画」に基づき、人権啓発リーダーとしての人材の育成を目的としています。

国内最大の地上戦の地である沖縄の歴史や文化、そして沖縄戦の実相にふれ、戦争の悲惨さと平和の尊さを学びます。

沖繩愛楽園

ハンセン病療養施設「沖繩愛楽園」を訪れ、元ハンセン病患者の人からお話を伺い、ハンセン病について学び、理解を深めました。



糸数壕(アブチラガマ)

糸数壕(アブチラガマ)の中に入ること、戦時中、ここにいた人々がどのような気持ちで過ごしていたのか、思いをはせることができました。



長崎平和学習の旅

この取り組みは、「恒久平和のまち福知山」を多くの人に啓発できる人材を育成することを目的としています。次世代を担う若者が被爆地・長崎での平和学習を通して平和と人権の尊さについて学び、各地で啓発を実施しました。

青少年ピースフォーラム

8月8日～8月9日の二日間にわたり、全国各地から小中高生と一緒に被爆者体験講話やグループ学習などを通じて、平和について考えました。また、8月9日には、平和祈念式典にも参列しました。



フィールドワーク

最終日の8月10日には、現地のガイドから「山王神社」や「浦上天主堂」など原爆による被害を実際に見ることで、原爆の悲惨さをより学ぶことができました。



事後啓発活動



人権を考える市民のつどい

8月26日に開催した人権を考える市民のつどいでは、「長崎平和学習の旅」「沖縄人権文化体験研修」の参加者に対し、「福知山平和大使」「福知山市人材育成リーダー」の委嘱を行いました。



ピースフォーラムイン福知山

9月16日には、高校生対象の「長崎平和学習の旅」「沖縄人権文化体験研修」と中学生対象の「広島平和行動」の3事業合同で報告会を行い、それぞれで学んだことについて発表しました。



■人権推進室 TEL.24-7021・FAX.23-6537

広げよう! あいサポート運動の輪 ～障害のある人もない人も共に生きる社会をめざして～



本市ではさまざまな障害の特性や障害のある人に必要な配慮などを学ぶ“あいサポーター研修”を企業が受講することで、障害の理解者の輪を広げ、障害のある人が暮らしやすいまちをつくっていく“あいサポート運動”に取り組んでいます。企業や団体として、あいサポーター研修を受講し、運動の周知や継続した障害理解の学習、障害のある人への必要な配慮に取り組んでいる企業をあいサポート企業または団体として認定しています。

あいサポート企業のご紹介 ～訪問レポート～

京都北都信用金庫福知山中央支店

2021年度に福知山エリア全7支店で、社員のみなさんの障害のある人への理解を高めるため、あいサポーター研修を受講され、あいサポート企業として活動されています。今回は、福知山中央支店を訪問しました。



←あいサポートバッジをつけていただいている職員さん。コミュニケーション支援ボードが置かれています。

障害のある人への配慮

【窓口でのさまざまな支援ツール】

- 各窓口には聞こえにくい人のために指さして筆談を求めることができるカードが置かれています。
- 筆談が必要な人が希望を伝えやすいようにされています。
- 窓口には筆談ボード（磁気式のメモボード）が置かれています。
- 音声でのコミュニケーションが難しいお客様には筆談での対応をされています。
- 各窓口にはタブレット端末が設置されており、必要な手続きをパネルタッチすることで進めることができます。
- 希望する手続きを指さして示すことのできるコミュニケーション支援ボードが設置されています。

【配慮のあるお客様対応】

- 立ったままでの手続きが難しい人、年配の人にはローカウンターを案内したり、店舗を出られる際にも付き添いや声掛けをしたりする社員さんの姿があるそうです。
- 社員自ら、配慮の必要な人に気づき行動する力は、あいサポーター研修をはじめ、毎月行われている社内研修で培われていると感じておられるそうです。



コミュニケーション支援ボード



←タブレット端末での手続きの様子

合理的配慮の提供が義務化

2024年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務となりました。障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場面があります。障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

あいサポーター研修

事業所の合理的配慮が求められる今、事業所であいサポーター研修を受講しませんか？ 市民向けのあいサポーター研修を12月1日に開催します。障害のある人も暮らしやすいまちをめざして、障害を知ることから始めてみませんか。

■障害者福祉課 TEL24-7017・FAX22-9073



おしえて! 児童クラブで大切にしていること



■生涯学習課 TEL24-7067・FAX24-4880

放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、就労などにより保護者が子どもを見ることができない場合に子どもを預けることができる制度です。授業終わりの放課後・長期休暇中に利用できます。集団生活を通して、ルールを守って自主性を育むことや思いやりを持った行動をすることをめざしています。現在2025年度の児童クラブ利用を受け付けています。



←2025年度児童クラブ利用申請についてはこちら（締切 12月8日）

楽しく過ごすために

より一人一人の子どもと向き合った支援ができるよう、児童との接し方などに関する指導員研修会への参加や小学校との連携を図りながら、よりきめ細い支援・見守りができるよう努めています。

支援のポイント

うまくいった支援にも、うまくいかなかった支援にも成長のためのヒントが隠れています。どんな気持ちが隠れているのかを考えながら子どもも大人も成長できる居場所づくりをめざしましょう。

子育ての3つのアドバイス

- 1 走る、暴れる、机に乗るなどの危険行為があるとき
理由を伝えて子どもにとって分かりやすい言葉かけを！
例：「けがをするから座って遊ぼう」「床が滑りやすくなっているから歩こう」
- 2 子どもが苦手なことに向き合えていないとき
子どもが達成感や満足感を得られるように、取り組む時間や量を決めて、それができたら褒める！
- 3 かまってほしいという理由で不適切な言動をしたとき
子どもには最低限注意しながら行動をエスカレートさせないために一旦距離をとり見守る。



●ご存じですか? 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力の低下した人に代わって、成年後見人などが財産の管理や支払い、さまざまな契約の手続きを支援する制度です。例えば、「ガスや水道などの生活費を払いたいけど、どうしたらよいかわからない」、「一人暮らしが不安で施設に入所したいけれど手続きがわからない」といった時に、成年後見人などが本人の代わりに生活費の支払いをしたり、施設と契約を交わすなどの支援を行います。

福知山市成年後見センターでは、権利擁護に関する相談や、実際に支援が必要な人が成年後見制度などを利用できるよう関係機関と連携して支援します。「成年後見制度ってどんな制度なの?」「どうやって利用するの?」など、お気軽にご相談ください。



■問い合わせ先
福知山市成年後見センター
 (福知山市役所 地域包括ケア推進課内)
 TEL24-7073・FAX22-9073

認知症の人と共に暮らせるまちづくりをめざして

高齢化が進行する中で、2040年には認知症高齢者が584万人、65歳以上の6.7人に1人が認知症になると予測されており、認知症は誰でもなり得る可能性があります。誰もが安心して暮らせる地域をつくるために、認知症を正しく理解することから始めてみませんか。



認知症サポーターキャラバン マスコットキャラクター「ロバ隊長」

●認知症とは?

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が損傷を受けたり、働きが悪くなることで認知機能が低下し、さまざまな生活のしづらさが現れる状態をさします。

◎加齢と認知症によるもの忘れとの違い

「加齢によるもの忘れ」	「認知症によるもの忘れ」
体験した内容の一部を忘れる	体験したこと自体を忘れる
ヒントがあれば思い出せる	ヒントがあっても思い出せない
忘れていたことを自覚している	忘れていたことを自覚できない
人や時間、場所は正しく認識できる	人や時間、場所の認識が混乱
日常生活に支障はない	日常生活に支障がある

もの忘れのほか、季節がわからない、これまでできていた家事ができなくなるといった症状を中核症状といい、脳の神経細胞が壊れることにより起こります。それとは区別して妄想や徘徊、暴力といった症状を周辺症状といい、不安や体調・環境の変化により引き起こされます。中核症状を抑えることは難しいですが、周辺症状は周囲の人の正しい接し方により、軽減させることができます。

●認知症の人への対応7つのポイント

- ①まずは見守る
- ②余裕をもって対応する
- ③声をかけるときは複数でなく一人ずつ
- ④後ろから声をかけない
- ⑤やさしい口調で
- ⑥おだやかに、はっきりした話し方で
- ⑦相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

対応に悩んだ時は、お住まいの地域の包括支援センターにご相談ください。

地域包括支援センター	電話番号(0773)	FAX(0773)	地域包括支援センター	電話番号(0773)	FAX(0773)
南 陵	48-9252	22-9073	三 和	58-3010	58-3013
桃 映	48-9525	48-9525	川 口	45-3904	45-3904
成 和	45-3906	45-3906	夜 久 野	37-1108	37-5002
日 新	45-3227	45-3073	大 江	56-1106	56-2018
六 人 部	45-3905	45-3905			

※担当のケアマネジャーがおられる場合は、そちらにご相談ください。

男女が共に考える 第3回 「はばたきセミナー」講演会

災害時に女性と男性のニーズに十分に配慮することは、地域の防災力向上につながります。災害対応に男女共同参画の視点を取り入れ、誰もが安心して支援をしやすい方法を一緒に学び、実践してみませんか。

時 2024年12月7日(土)
13時30分から15時まで

場 市民ホール(ハピネスふくちやま 4階)

内 「男女共同参画の視点で考える災害対応」

講 齊藤 容子 さん
 (人と防災未来センターリサーチフェロー
 関西国際大学客員教授)

他 本セミナーは、内閣府「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」に採択されています。参加者には防災備蓄食料を進呈します。



図 人権推進室
 (TEL24-7021・FAX23-6537)
 危機管理室
 (TEL24-7503・FAX23-6537)

人にいちばん近いまちづくり 「第58回人権を考える市民のつどい」

スマートフォンの普及により、インターネット上での人権侵害は誰にでも関わりのある問題となっています。便利なインターネットですが、加害者にも被害者にもならないため、正しく付き合うことが大切です。

自分自身の日常生活を振り返りながら、その中に人権文化が確かに根づいていくよう、身近な人権問題についてみんなで学びましょう。

時 2024年12月4日(水)
18時30分から20時まで(開場18時)

場 市民ホール(ハピネスふくちやま 4階)

定 350人(先着順)

内 「想像できていますか?画面の向こうの誰かのこと ~インターネットによる人権侵害~」

講 佐藤 佳弘 さん
 (株式会社情報文化総合研究所 代表取締役
 武蔵野大学 名誉教授)



図 人権推進室
 (TEL24-7021・FAX23-6537)

大切なあなたの個人情報 勝手に利用されていませんか？ ～「本人通知制度」に登録しましょう～

「本人通知制度」とは、個人情報不正に取得されることを抑止するため、市民のみなさんの人権とプライバシーを守るための制度です。住民票の写しや戸籍謄本などが、本人以外の代理人や第三者に交付された場合に、そのことを事前に登録した本人にお知らせします。

本市に住民登録されている人、本籍を有する人であれば、この制度を利用できますが、事前の登録が必要です。不正取得の早期発覚につなげるため、ぜひ「本人通知制度」に登録しましょう。

←次のページに申請書を掲載しています。ぜひ、ご登録ください。

本人通知制度の流れ(概要)



登録するとき

- 受付窓口は
市民課、各支所、各児童館、各人権ふれあいセンター
- お持ちいただくもの
運転免許証など本人確認できるもの
※顔写真がないものは、本人確認ができるものが2つ必要です。



詳しくは
市ホームページへ

この制度は、交付されたことを通知するもので、交付を差し止めるものではありません。なお、交付請求者の名前、住所は通知しません。

身元調査お断り運動の推進を ～身元調査 しない・させない・見逃さない～



身元調査(聞き合わせ)
とは、特定の人物の出身地や家族・親戚関係、経歴、信条などの情報を、本人の知らないところで、知人や調査会社などを通して情報を調べることをいいます。

調査する者の勝手な判断や偏見により、誤った情報が広がる危険性もあります。身元調査は、差別を助長する重大な人権侵害であることを認識しましょう。

不正取得事案の例

2011(平成23)年、愛知県の法律事務所が有資格者*しか使用できない「職務上請求用紙」を偽造して1万件以上にも及ぶ不正取得をしていたことが発覚。

逮捕後の裁判の中で「85%から90%は結婚相手(の身元調査)と浮気調査に使われていた」と証言しています。

*「有資格者」とは、弁護士、司法書士、行政書士などの8士業を言います。

■人権推進室 TEL24-7021・FAX23-6537

企業で進めていこう！人権の取り組み

近年、社会が企業を見る目が厳しくなっており、社会からの信用を失えばどんな企業でも、その企業価値はあつという間に崩れ去ってしまいます。

そのとき非常に重要な要素となるのが「人権」です。企業は社会の一員として、人権に配慮した企業活動を行う必要があります。

企業は社会の一員、たくさんの人たちとつながっています

企業は社会とともにあり、社会との関わりの中で活動しています。そのため企業は社会の一員として、社会のルールやモラルを守り、社会的責任を果たす必要があります。

また企業は、従業員、取引先、消費者、地域の人々など多くの人と関わり合い、支え合いながら活動しています。人には性別、年齢、出身、障害や病気の有無、国籍、文化などさまざまな「違い」があります。企業活動の中でも、「違い」を認め、人権を尊重し、それぞれの人の背景や事情、場面によって適切な配慮をすることが大切です。

人権を守り、人を大切にする企業に

人権を尊重し、社会のルールやモラルを守り、環境や社会的責任に配慮した経営を行う企業が、社会から信頼され、そのイメージや価値を大きく向上させる事例が出てきています。

福知山市企業人権教育推進協議会に加入しませんか？

本市内の約100社で構成する「福知山市企業人権教育推進協議会」では、人権研修をはじめ、さまざまな企業における人権教育に取り組んでいます。

あなたの企業も一緒に人権について考えてみませんか。

■福知山市企業人権教育推進協議会 事務局(人権推進室) TEL24-7021・FAX23-6537

人権ふれあいセンター・教育集会所に行ってみよう！

人権ふれあいセンターや教育集会所は、人と人とのふれあいを大切にするを目的に、教育・啓発・文化交流などの活動を推進する施設です。同和問題(部落差別)をはじめとしたあらゆる人権問題の解決をめざして、偏見や差別のないまちづくりを進めるため、地域のみなさんのコミュニティの場となるよう、各会館や集会所ごとにさまざまな主催事業や取り組みを展開しています。

また、貸館としてサークル・自治会・公民館活動、子育て支援活動など、各種団体の活動などに利用できます。ただし、営利目的などでの貸館はできません。

人権ふれあいセンター	電話番号	人権ふれあいセンター	電話番号
堀会館	23-3927	さわやか館	38-0328
南住屋野会館	27-6009	きらめき館	37-1311
下六人部会館	27-0194		

※人権ふれあいセンターの取り組みには、市内にお住まいであれば、どなたでも参加できます。施設によって、取り組み内容や時間が異なりますので、それぞれの施設にお問合せください。

教育集会所	電話番号	教育集会所	電話番号
前田教育集会所	27-4327	上小田教育集会所	33-2823
夕陽が丘教育集会所	23-6498	三岳教育集会所	33-2824
小田教育集会所	33-2094	大正文化センター	22-5729
旭が丘教育集会所	22-4649	夜久野町教育集会所	37-0370
庵我教育集会所	23-7236	昭和集会所	57-0001
岡ノ三教育集会所	23-7232	金屋ふれあいセンター	56-1802
金山教育集会所	36-0634	新町コミュニティ会館	56-1992
下豊富会館	22-0365		

※教育集会所管理人の駐在日・時間は館ごとで異なります。使用料は無料。ただし光熱水費実費が必要な場合あり。土・日・祝日の利用可。ご利用の場合は、1週間前までに教育集会所または人権推進室までお申込みください。

■人権推進室 TEL24-7021・FAX23-6537

本人通知制度登録申請書

年 月 日

（あて先）福知山市長

窓口に来た人 （申込者）	住所	〒 _____ （福知山市）		
	氏名	フリガナ		
	連絡先	自宅・携帯	_____	_____
申込者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人			

福知山市住民票の写し等の第三者等交付に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

登録申請者①	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	
登録申請者②	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	
登録申請者③	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	
登録申請者④	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	本籍		筆頭者	

注 申請の際に次の書類を提出又は提示してください。郵送の場合は、写しを提出してください。

- ① あなたが本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
- ② あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- ③ あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）。ただし、同一世帯又は同一戸籍に属する者の登録申請をする場合、氏名欄に本人の自署があれば委任状の添付は不要です。

※ 次の欄は、記入しないでください。

本人確認	1	免・住・個・旅・身・療・在・外・その他（ _____ ）	3		権限確認
	2	保・年・社・学・その他（ _____ ）	番号		戸・後・委
受付	名簿登録	処理日	登録日	審査	決裁
		/	/		

キ
リ
ト
リ

